

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		被保護者等住居・生活サービス提供事業者に対する改善命令
根拠条例・規則等名		さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年条例第 35 号）
条 項		第 41 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	次のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。 （1）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する事業を行う施設が第 2 章の規定（第 34 条の規定を除く。）に適合しないと認められるに至ったとき。 （2）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する事業を行う施設が第 34 条第 1 項において準用する規定に適合しないと認められるに至ったとき。
	設定等年月日	令和 2 年 4 月 1 日設定 令和 2 年 4 月 1 日最終改正
備 考		条例第 4 6 条の規定により法第 6 8 条の 2 の規定による届け出をした事業者が行う無料低額宿泊所については、適用しない。